

公有財産借受申込書	
年 月 日 (あて先)名古屋市長 申込者 住 所 △△市××区☆丁目□□番▲▲号 氏 名 名古屋(ナゴヤ) 太郎(タロウ) (法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名) 裏面記載の事項を誓約し、次のとおり公有財産の借受けを申し込みます。	
物 件 番 号	神戸荘・1棟107号
使用目的及び用途	※貸付物件で営む事業を具体的に記入してください。記入しきれない場合は、「別紙記載の通り」とし、別紙を添付してください。 <u>ご自身が物件で営む事業を記載してください。</u>
自治活動の支援やコミュニティ活性化に寄与する活動	神戸荘の共用廊下・屋外通路・駐車場内等の清掃等による地域美化 (共用廊下は蛍光灯の交換を含む)
借 受 期 間	令和 7年10月 1日から令和10年 7月31日まで
書 類 送 付 先	(住所) △△市××区☆丁目□□番▲▲号 (名前) 名古屋(ナゴヤ) 太郎(タロウ) 電話 758 (758) 758
その他参考となる事項	

注 貸付けにより暴力団を利用することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

備考 1 申込者名及び契約者名は名古屋市公式ウェブサイトで公表します。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

誓約事項

申し込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 先着順貸付に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年間経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者は除く。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは 数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ (3) の規定（この号を除く。）により一般競争入札に参加できないこととされている方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した者
 - (3) 次のア、イに掲げる著しい経営不振の状態にある方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (4) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者
 - (5) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等であって、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）
 - (6) 入札公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い、貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
 - (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
 - (8) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (9) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (11) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (12) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
 - (13) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
 - (14) 入札公告の日（令和 7 年 1 月 6 日）から過去 3 年以内に、公有財産借受申込書に記載した使用目的・用途を自ら行った又は事業所を設置した実績を有しない者
 - (15) 入札公告の日から過去 3 年以内に、名古屋市が実施する名古屋市有地等の一時貸付入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者
 - (16) 事業実施の間のみ貸付を行う一時使用であり、貸付期間終了後は、再度入札等を行い、契約の相手方を決定する予定であることを了承できない者
 - (17) 入居者の一人として、神戸荘において実施されている自治活動に参加し、必要な自治活動を実施することができない者
- 2 前項の誓約内容が事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。